

自主防災組織スキルアップ研修業務委託
プロポーザル審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 近年、全国で災害が激甚化・頻発化している中、地域の安全・安心を十分に確保するためには、共助の中心となる自主防災組織の役員等が、十分な防災知識を持ち、地域の災害リスクに応じた防災対策を行う必要がある。

そのため、地域の自主防災組織の役員等を対象とした、防災知識の習得及びスキルアップの機会を設け、地域防災力のさらなる充実強化につなげることを目的に、自主防災組織スキルアップ研修業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- 2 提案の審査及び評価に関すること。
- 3 その他、委託業者の選定を行う上で特に審査会に諮る必要があると会長が認めること。

(組織)

第3条 審査会は委員4人をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 福山市総務局総務部防災担当部長
 - (2) 福山市総務局総務部危機管理防災課長
 - (3) 福山市保健福祉局福祉部地域福祉担当課長
 - (4) 福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課長

(会長)

第4条 審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、福山市総務局総務部防災担当部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の意見を基に会長が決定する。
- 4 審査会の会議は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。
- 5 審査会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、福山市総務局総務部危機管理防災課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2024年（令和6年）5月7日から施行する。

(要綱の廃止)

この要綱は、自主防災組織スキルアップ研修業務に係る委託業者が決定したときに、その効力を失う。